

市街化調整区域における医療施設の立地に関する取扱指針の一部改定について（改正案概要）

1 改正の趣旨

高齢化の進展に伴う医療ニーズの増加や、病院施設の老朽化に対応するため、「市街化調整区域における医療施設の立地に関する取扱指針（以下、指針）」を一部改定し、市街化調整区域における医療施設整備（既存施設の移転等に限る）の可能性を広げます。

なお、そのほか申請区域対象外とする要件（農用地区域や保安林、「横浜みどりアップ計画」による保全策を行う地域等）については引き続き求めることとし、都市計画法の視点においても支障がないと考えています。

2 改正の概要

- (1) 建設予定地の地目に関する除外対象を見直し、指針別表1の2(3)キを次のとおり改訂します。

現行	改正案
別表1 2 <u>(3)キ 不動産登記法第2条第18号に規定する地目が過去10年間に山林、田、畠（以下「山林等」という。）の地目である土地（過去10年に山林等から山林等以外の地目へ登記の変更又は訂正が行われた土地を含む。）かつ地方税法第341条第10号に規定する土地課税台帳に登録された地目が過去10年間に山林等の地目である土地</u>	別表1 2 <u>(3)キ 「民有樹林地の現況調査（横浜市緑地資源の総点検：平成17年3月緑政局）における、市街化調整区域内の「緑の七大拠点」及び「河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点」（緑の10大拠点）の中にある「1,000m²以上の樹林地で図面に明示された区域」で、不動産登記法第2条第18号に規定する地目が過去10年間「山林」の地目である土地（過去10年に山林から山林以外の地目へ登記の変更又は訂正が行われた土地を含む。）かつ地方税法第341条第10号に規定する土地課税台帳に登録された地目が過去10年間に山林「山林」の地目である土地（過去10年に山林から山林以外の地目へ変更された土地を含む。）</u>

- (2) その他必要な文言修正等を行います。

3 施行予定日

令和8年4月1日から施行

4 その他

本改正に関連して、横浜市開発審査会提案基準第33号「医療施設の建築行為等の特例措置」についても、併せて意見公募を実施していますので、詳細についてはこちらをご参照ください。

（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/takuchi/kento/ikenkoubo/kobo20260105.html>）